

証券コード 196A
2026年9月10日
(電子提供措置の開始日 2026年9月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町1丁目6番1号
株 式 会 社 M F S
代表取締役CEO 中山田 明

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第17期定時株主総会招集ご通知」及び「第17期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.mortgagefss.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年9月24日(木曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1－7－12 サピアタワー6階
「ステーションコンファレンス東京」602C・D
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

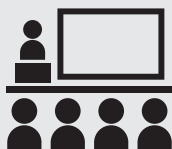
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後5時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後5時まで

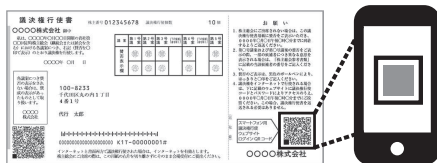
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

クリック

＜その他のご案内＞

- 届先ご通知等の電子配信ご利用のお星出の指定手続はこちらをクリックしてください。
- 届先ご通知の電子配信を行っている発着をご希望の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
（電子メールにより招集される株主様の場合は、招集ご通知電子メールをご覧ください）

議決権行使コード:

クリック **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- パスワードは10文字以内、半角英数字のみで入力してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なるパスワードを入力してください。
- パスワードキーボードを使用される場合は、右のパスワードキーボードをご覧ください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード: パスワードキーボード:

ご使用になる新しいパスワード:

（確認のためもう一度）:

※8文字の半角英数字のみで入力してください。
（ひらがな、カタカナ、英字、数字、記号「!」「@」「#」はご利用いただけません。）
※セキュリティ上の関係上、電話や書面でご通知することはできません。
※一度入力したパスワードは記憶しておいてください。

クリック **登録**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため新たに1名増員して取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	ナカヤマダ アキラ 中山田 明 (1967年1月3日) [男性]	1991年 4月 三井物産株式会社入社 1993年 6月 キダー・ピーボディ証券株式会社入社 1994年 11月 ＳＢＣウォーバーク証券株式会社入社 1996年 7月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 1998年 8月 ベアー・スターンズ証券株式会社入社 2000年 8月 株式会社新生銀行入行 2011年 8月 ＳＢＩモーゲージ株式会社(現ＳＢＩアルヒ株式会社)入社 2012年 6月 ＳＢＩモーゲージ株式会社取締役 2014年 6月 当社代表取締役ＣＥＯ（現任） 2022年 2月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社取締役 2025年 4月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社代表取締役 ＣＥＯ（現任）	1,668,400株
2	シオザワ タカシ 塩 澤 崇 (1981年9月29日) [男性]	2006年 4月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 2009年 1月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2015年 8月 当社取締役ＣＯＯ 2024年 10月 当社取締役ＣＭＯ（現任） 2025年 10月 ＳＺキャピタル株式会社 代表取締役（現任）	615,500株
3	ヒラヤマ リョウ 平 山 亮 (1982年11月8日) [男性]	2007年 4月 野村証券株式会社入社 2019年 3月 ＢＨＩ株式会社取締役 2020年 3月 当社入社 2020年 12月当社取締役ＣＦＯ（現任） 2022年 2月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社取締役（現任） 2025年 5月 matsuri technologies株式会社 社外取締役（現任）	81,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	イトウ マサヒト 伊 藤 雅 仁 (1967年9月20日) [男性]	1991年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1998年 4月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社） 入社 2000年 11月 グッドローン株式会社（現 S B I アルヒ株式会社） 代表取締役社長 2003年 2月 ファイナンス・オール株式会社 代表取締役社長 2005年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務 2010年 11月 株式会社ケイブ 入社 2011年 8月 株式会社ケイブ 代表取締役社長兼CEO 2012年 10月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 入社 2013年 1月 ワイジェイFX株式会社（現 GMO外貨株式会社） 代表取締役社長CEO 2020年 9月 経営戦略センター株式会社 代表取締役社長（現任） 2021年 6月 株式会社Kyash 社外取締役監査等委員（現任） 2022年 6月 株式会社ローソン銀行 社外取締役（現任） 2022年 6月 ラーニングエッジ株式会社 社外取締役（現任） 2022年 8月 ベストリハ株式会社 社外取締役（現任） 2023年 5月 当社社外取締役（現任） 2024年 1月 ElecONE株式会社 社外取締役（現任） 2025年 10月 株式会社FUNDiT 社外監査役（現任）	0株
5	シバタ アキラ 柴 田 暁 (1981年5月31日) [男性]	2007年 9月 ニューヨーク大学 助手研究員 2010年 4月 ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 入社 2013年 4月 株式会社白ヤギコーポレーション 共同創業者 兼 代表取締役CEO 2015年 11月 DataRobot Japan株式会社 最高経営責任者CEO 2021年 10月 株式会社Qosmo 最高執行責任者COO 2021年 10月 D Capital株式会社 アドバイザリーボードメンバー（現任） 2021年 11月 株式会社エスタイル 取締役（現任） 2023年 2月 Weights & Biases, Inc. APAC統括責任者日本・韓国カンントリーマネージャー 2025年 9月 当社社外取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	アリアケ ミキコ 有 明 三樹子 (1965年1月12日) 〔 女性 〕	1987年 4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社りそな銀行入社 2005年 7月 （株式会社りそなホールディングス出向） 2015年 4月 株式会社りそなホールディングス 執行役 2018年 4月 株式会社りそな銀行 常務執行役員 2020年 4月 株式会社りそなホールディングス 執行役 2022年 4月 株式会社りそな銀行 取締役 2022年 4月 りそなアセットマネジメント株式会社 社外取締役 2023年 4月 りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役 2025年 10月大阪府教育委員会委員（現任） 2026年 4月 りそなビジネスサービス株式会社 顧問（現任） 2026年 6月 株式会社NTTデータイントラマート 社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 有明三樹子氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 伊藤雅仁氏、柴田暁氏及び有明三樹子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は伊藤雅仁氏及び柴田暁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、有明三樹子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 伊藤雅仁氏は金融領域において豊富な知見を有していることから、客観的な視点で当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を行うことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 伊藤雅仁氏は金融領域において豊富な知見を有していることから、客観的な視点で当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を行うことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 伊藤雅仁氏は金融領域において豊富な知見を有していることから、客観的な視点で当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を行うことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 伊藤雅仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年4カ月となります。
7. 柴田暁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、伊藤雅仁氏及び柴田暁氏との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は伊藤雅仁氏及び柴田暁氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、有明三樹子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役高橋敏哉氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
ホ ン ダ ヒ ロ ア キ 本 田 泰 章 (1962年7月18日) 〔 男 性 〕	1985年 4月 野村證券株式会社入社 2009年 4月 野村證券株式会社 執行役員 2013年 4月 朝日火災海上保険株式会社 常務取締役 2016年 4月 朝日火災海上保険株式会社 専務取締役 2018年 7月 楽天損害保険株式会社 常務執行役員 2020年 4月 株式会社FIXER 常勤監査役	0株

- (注) 1. 本田泰章氏は、新任の社外監査役候補者であります。また、当社と同氏との間には特別の利害関係はありません。
2. 本田泰章氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 本田泰章氏は、金融領域において営業部門を統括する執行役員及び取締役として事業運営の経験、及び、成長企業において常勤監査役として従事した経験を有していることから、業務執行から独立した立場で取締役会の意思決定の適正性を検証し、当社の監査体制の実効性向上に寄与することを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。本田泰章氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。本田泰章氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会において、取締役5名の報酬額を年額60,600千円以内（うち社外取締役2名の報酬額は6,600千円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、今般、諸般の事情を考慮して、取締役6名の報酬額を年額76,700千円以内（うち社外取締役3名の報酬額は10,700千円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、本議案における報酬額は、取締役に対する基本報酬（金銭報酬）に係るものであり、第4号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件」でご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬は、本議案に係る報酬額とは別枠といたします。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

1. 改定の理由

本議案は、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会においてご承認いただいた、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の内容を一部変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の額は、第3号議案「取締役の報酬額改定の件」が承認されますと、年額76,700千円以内（うち社外取締役分10,700千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まない。）となります。また、上記の報酬枠とは別枠で、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額、及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数について、それぞれ年額1,000千円以内及び年4,000株以内で支給することにつきご承認をいただいております。

今般、経営環境の変化や市場報酬水準の上昇等を考慮して、譲渡制限付株式の上限額及び支給される普通株式の上限数について、また、より一層当社の中期的な企業価値の持続的な向上に資するよう、譲渡制限期間について見直しを行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分する当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

2. 改定の内容

（1）対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限金額等

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、当社の取締役の報酬等の額とは別枠で年額25,000千円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

(2) 譲渡制限期間の内容

譲渡制限期間の内容については、譲渡制限付株式の付与時の当社の業況等に応じて適切に設定できるようにする観点から、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「退任型」という。）や本割当契約により割当てを受けた日より3年間までの間（以下「固定期間型」という。）で当社の取締役会が予め定める期間の中から設定いたします。なお、譲渡制限付株式については、異なる譲渡制限期間を定めたものを複数発行又は処分することができるものといたします。

【本割当契約の内容の概要】

<譲渡制限期間を退任型とする場合>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅰ」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限Ⅰを解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間Ⅰの満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限Ⅰを解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限Ⅰを解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間Ⅰの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅰを解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限Ⅰが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅰが解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<譲渡制限期間を固定期間型とする場合>

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限Ⅱ」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限Ⅱを解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限Ⅱを解除する本割当株式Ⅱの数及び譲渡制限Ⅱを解除する時期を、必要に

応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限Ⅱが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間Ⅱの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限Ⅱを解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限Ⅱが解除された直後の時点において、なお譲渡制限Ⅱが解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社取締役の報酬等は、以下を基本方針として設計します。

- 持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものとする。
- 経営環境及び市場報酬水準とのバランスを考慮し、当社の事業内容や規模等に応じて選定した比較対象企業の報酬水準を参考としつつ、役員報酬規程に基づき決定すること。
- 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえ、中長期戦略の達成度、重要度、期待値などを加味し、適正な水準とすること。
- 優秀な人材を確保するためのインセンティブとして競争力のあるものとする。
- 社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこと。
- 取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議に基づき決定するものとし、個人別の基本報酬の額の決定については代表取締役委任すること。
- 基本報酬と株式報酬との支給割合について、各職責に応じたインセンティブとしての機能が適切に発揮されるよう、株主総会において決議された各報酬枠の範囲内で決定すること。
- 基本報酬は毎月一定の時期に支給し、株式報酬は原則として定時株主総会後に開催される取締役会の決議により付与すること。
- 定期的に見直しを行うこと。

事業報告

(自 2025年7月1日)
(至 2026年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、エネルギー価格や物価の上昇による生活コストの増加、海外情勢の不透明感や為替相場の変動など先行き不透明な状況が続いたものの、賃上げの広がりや雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の回復等を背景に、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境におきましては、本格的な金利上昇局面への移行に伴い、住宅ローン及び不動産投資市場におけるユーザーや金融機関の関心が一段と高まる環境となりました。このような状況を踏まえ、当社グループは中長期的な収益力の最大化を目指し、過年度より推進してきた事業モデルの構造改革及び戦略的投資の結実に注力いたしました。

モゲチェック事業は、金利ある時代の到来に伴う金融機関の広告戦略の変化に対応し、収益モデルの最適化と商品競争力の強化に取り組みました。主要な提携金融機関において「送客課金（審査申込時に売上認識）」から「実行課金（融資実行時に売上認識）」への移行により収益認識のタイミングが後ろ倒しとなる影響があった中、費用面での広告宣伝費の抑制推進による顧客獲得効率の向上や費用対効果の最適化を推進しました。プロダクト面におきましても、「モゲチェック事前審査（リアルタイム審査）」の普及に加え、生成AIを活用した「AIアドバイザー」等による全サービスのAI化を推し進め、他社AIエージェントへのAIエンジン提供を見据えた基盤構築を進めております。

INVASE事業は、インフレ長期化に伴う資産価格の上昇という追い風の中、需要の高いエリアの人気物件に特化した仕入れ戦略や、提携金融機関との連携による資金調達・ローン付けの円滑化により契約件数が増加いたしました。一時的に提携金融機関の審査基準変更に伴う一部案件の遅延等の影響を受けた局面もありましたが、独自の不動産価格モデル（AI評価モデル）や商談・物件分析へのAI活用による営業活動の高度化・効率化を進めたことで黒字化が定着し、事業の基盤が大きく強化されました。また、仕入れ・販売に加えて新たに賃貸管理を拡充・整備したことで、不動産を金融商品として取引・運用できる一気通貫したワンストップなサービスモデルを確立しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は、8,317,996千円（前期比185.0%増）となり、利益面では、営業利益は222,408千円（前期比12.7%増）、経常利益は215,503千円（前期比8.6%増）、税金等調整前当期純利益は215,503千円（前期比8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は308,811千円（前期比92.8%増）となりました。

なお、前連結会計年度において、不動産に関する主な賃貸収益は「受取賃貸料」として「営業外収益」に、主な賃貸費用は「雑損失」として「営業外費用」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、INVASE事業の不動産取引における仲介モデルから買取再販モデルへの転換が進み、当社グループの事業活動との関連性が高まったことから、それぞれ「売上高」及び「売上原価」に含める表示方法の変更を行っており、遡及処理後の数値で当連結会計年度の比較・分析を行っております。

事業別売上高

区分	前期		当期		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
	千円	%	千円	%	千円	%
モゲチェック事業	1,982,124	67.9	1,251,858	15.1	△730,265	△36.8
INVASE事業	936,544	32.1	7,066,137	84.9	6,129,593	654.5
合計	2,918,669	100.0	8,317,996	100.0	5,399,327	185.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,073千円であり、主にPC等の購入を中心とした投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達等についての状況

当連結会計年度において、第三者割当増資等による新株式の発行により293,355千円を調達し、長期借入により400,000千円、短期借入により600,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 競争環境の変化への対応とAI化の推進

国内の金利上昇を受けた競争環境の変化により、金融機関の住宅ローンに係る集客方針にも変化が生じており、オンライン集客のプラットフォームであるモゲチェックを取り巻く事業環境は厳しい状況が続く可能性があると認識しております。これに対して、当社グループは、効率的なマーケティング戦略によるコスト効率向上に努めるとともに、生成AIのテクノロジーを最大限活用し、モゲチェックのAI化を推進してまいります。また、INVASE事業においてもAIの活用による営業プロセスの型化を進めることにより、事業環境の変化に対応してまいります。

② INVASE事業の収益基盤の安定化

当社グループは、オンライン不動産投資サービス「INVASE」に加え、投資用不動産の売買モデルへの移行を進め、当連結会計年度においてINVASE事業の通期での黒字化を達成いたしました。一方、当該モデルは業績の変動が生じやすいことから、業務プロセスの標準化により安定的な収益を確保することが課題であると認識しております。今後は、一連の業務の標準化を進めるとともに、提携する金融機関の拡大等により、収益基盤の安定化と拡大を図ってまいります。

③ 継続的な新サービスの提供

当社グループが今後も成長を持続していくためには他社との差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、特定分野・技術に固執せずに、新しい技術分野にも取り組みながら、幅広い技術分野を網羅し、最適なものを組み合わせるサービスを提供することを重視しております。AIやクラウドだけでなく、Web、モバイル、ビッグデータ解析等の技術や、Webサービス、モバイルアプリ双方において優れたユーザー体験を実現するUI/UX（注）のノウハウを用いることで、ユーザーニーズに柔軟に対応できることが当社グループの事業展開上の強みになっていると認識しております。今後も既存のサービスとの連携を図りながら、当社の付加価値を上げるサービスを展開してまいります。

（注）UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略称で、UIとはユーザーがパソコンやスマートフォン等のデバイスを通じてデザイン、フォントや外観など視覚に触れる情報のことであり、UXとはユーザーがUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

④ 既存サービスの強化を目的とした認知度向上

当社グループのサービスはオンラインサービスであることから、住宅ローン利用予定者や投資用不動産購入予定者など、潜在的なユーザーによるサービスのオンライン検索において、当社グループのサービスの第一想起が重要であると認識しております。モゲチェック事業及びINVASE事業ともに、オンライン広告等による認知度の向上に加えて、サービスサイトの導線改善等により検索エンジンの検索結果からの流入の増加が見られております。今後も、費用対効果を重視したオンライン広告の運用とサービスサイトの改善を通じて、認知度の向上を図ってまいります。

⑤ 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループは、成長戦略を着実に実行していくことで売上高の高成長を実現するとともに、営業利益率の向上を図ることが課題であると認識しております。そのためには、採用力強化により技術者人材やオペレーション関連人材に加え、不動産関連業務に携わる人材を増員すると同時に、対応技術分野やカスタマーサポートの充実等により、付加価値の高いサービスを提供しサービス利用率の向上に努めることで、売上高の向上を図ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大及び成長を見込んでおります。そのため、事業拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

⑦ 財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤の健全性を維持しながら、優秀な人材の採用及び育成、事業開発及びシステム開発、投資用不動産の仕入調達など、今後の事業拡大に向けた資金需要に対応すべく、事業資金を安定的に確保することが必要不可欠であると考えております。今後の資金調達手段としては、主に金融機関からの借入、エクイティファイナンスを検討しております。

⑧ 情報管理体制の強化

当社グループは、事業の特性上、信用情報等の重要な個人情報を含む機密情報を保持しており、このような情報の流出や不適切な取り扱いを防止すべきであると認識しております。当社グループは個人情報を取り扱う業務フローの整備、社内教育等を実施しておりますが、情報セキュリティの強化等により情報管理体制の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (2023年6月期)	第15期 (2024年6月期)	第16期 (2025年6月期)	第17期 (2026年6月期)
売 上 高 (千円)	1,607,947	1,889,942	2,918,669	8,317,996
経 常 利 益 (△ 損 失) (千円)	△147,111	△144,470	198,443	215,503
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (千円)	△149,694	△121,571	160,145	308,811
1 株 当 た り 当期純利益 (△純損失) (円)	△24.72	△18.86	17.64	31.99
総 資 産 (千円)	1,944,322	2,421,030	2,537,288	4,008,469
純 資 産 (千円)	1,188,830	2,060,859	2,230,584	2,845,133
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△891.26	227.15	244.85	277.37

- (注) 1. 当社は、2024年3月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益（△純損失）及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。
3. 記載金額(1株当たり当期純利益(△純損失)及び1株当たり純資産を除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。
4. 当連結会計年度より、売上高、売上原価、営業外収益及び営業外費用の一部について組み替えによる表示の変更を行っており、第16期については、遡及適用した数値で記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
コンドミニウム・アセットマネジメント株式会社	100,000千円	100%	不動産売買・仲介サービス及びそれらに付随するローン紹介サービス

(7) 主要な事業内容

セ グ メ ン ト	事 業 内 容
モゲチェック事業	住宅ローン比較診断サービス「モゲチェック」の開発・運営
INVASE事業	不動産投資の総合プラットフォーム「INVASE」の開発・運営 投資用不動産の売買・仲介サービスの提供

(8) 企業集団の主要拠点等 (2026年6月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

② 子会社

名 称	所 在 地
コンドミニウム・アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (2026年6月30日現在)

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比
正 社 員	80名	+14名
正 社 員 以 外	21名	△4名
合 計	101名	+10名

(注) 正社員以外は、パートタイマー及び派遣社員の合計を表示しております。

(10) 主要な借入先 (2026年6月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社SBJ銀行	250,000千円
ファンズ・レンディング株式会社	200,000千円
株式会社中国銀行	166,700千円
オリックス銀行株式会社	150,000千円
株式会社東日本銀行	144,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2026年7月21日開催の取締役会において、2026年10月1日を効力発生日として当社の完全子会社であるコンドミニウム・アセットマネジメント株式会社に、当社が営むINVASE事業に関する権利義務を会社分割により承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	25,400,000株
(2) 発行済株式の総数	10,198,900株
(3) 株主数	2,685名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
中山田 明	1,668,400株	16.3 %
全国保証株式会社	1,019,600株	9.9%
結長期戦略投資事業有限責任組合	855,200株	8.3%
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	812,400株	7.9%
塩澤 崇	615,500株	6.0%
楽天証券株式会社	516,100株	5.0%
テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合	464,000株	4.5%
Interactive Brokers LLC	176,000株	1.7%
新生ベンチャーパートナーズ1号投資事業有限責任組合	139,400株	1.3%
Clearstream Banking S.A.	125,000株	1.2%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 2,700株	3名

(注) 1. 当事業年度中に交付した株式の内容は、譲渡制限株式報酬として交付されたものです。

2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
発行決議の日	2021年 6 月30日	2023年 1 月27日
新株予約権の数	1,263個	660個
新株予約権の目的である株式の種類及び数 (注)	当社普通株式 252,600株	当社普通株式 132,000株
新株予約権の発行価額	無償割当て	無償割当て
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注)	新株予約権 1 個当たり60,000円 (1株当たり300円)	新株予約権 1 個当たり60,000円 (1株当たり300円)
新株予約権の行使期間	2023年 7 月 1 日から 8 年間 (権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日) まで	2025年 1 月28日から 8 年間 (権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日) まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
役員の保有状況		
取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 286個 目的となる株式数 57,200株 保有者数 1 名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1 名

(注) 第6回及び第7回新株予約権につきましては、2024年 2月22日開催の取締役会決議により、2024年 3月22日付で普通株式 1株につき200株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が1株から200株に変更になっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2026年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役CEO	中山田 明	経営全般	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社 代表取締役CEO
取締役CMO	塩 澤 崇	戦略・マーケティング	SZキャピタル株式会社 代表取締役
取締役CFO	平 山 亮	ファイナンス・コーポレート	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社 取締役 matsuri technologies株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	伊 藤 雅 仁	—	経営戦略センター株式会社 代表取締役社長 株式会社Kyash 社外取締役監査等委員 株式会社ローソン銀行 社外取締役 ラーニングエッジ株式会社 社外取締役 ベストリハ株式会社 社外取締役 ElecONE株式会社 社外取締役 株式会社FUNDiT 社外監査役
社 外 取 締 役	柴 田 暁	—	株式会社エスタイル 取締役 D Capital株式会社 アドバイザリーボードメンバー
常勤社外監査役	高 橋 敏 哉	—	TKAUFHEBEN合同会社 代表社員
社 外 監 査 役	穴 田 卓 司	—	佐藤総合法律事務所 マネジメント・メンバー 株式会社マプリー 社外取締役 株式会社テミクス・グリーン 監査役
社 外 監 査 役	寺 田 達 史	—	豊トラスティ証券株式会社 取締役 経営企画・リスク管理部長

- (注) 1. 取締役 伊藤雅仁氏及び柴田暁氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 高橋敏哉氏、穴田卓司氏及び寺田達史氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 高橋敏哉氏は、会社の経理部門及び監査部門において5年間以上勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社における、全ての取締役及び監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担するものとします。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議に当たっては、あらかじめ報酬委員会に諮問し、その答申を得ております。

② 決定方針の内容の概要

ア 取締役の基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、取締役がその職務を適切に遂行し、当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に資することを目的としており、経営環境及び市場報酬水準とのバランス並びに各取締役の職責等を勘案のうえ、役員報酬規程に基づき決定しております。

取締役の基本報酬については、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、同規程に基づき、当社の事業内容や規模等に応じて選定した比較対象企業の報酬水準を参考にしつつ、役位、職責、会社業績並びに中長期戦略の達成度、重要度、期待値などを総合的に勘案して基本報酬額を決定いたします。ただし、社外取締役の基本報酬は、その監督機能に鑑み、業績を反映させず、職務内容等を勘案して決定いたします。

イ 取締役の非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容及び付与数の決定に関する方針

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、企業価値の持続的な向上及び株主との価値共有の促進を目的として、金銭報酬とは別枠で譲渡制限付株式報酬を付与しております。譲渡制限付株式報酬は、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対するインセンティブとして付与するものであり、その内容（譲渡制限期間の類型、期間、無償取得事由等）及び付与数は、当社の業況、職責及び経済情勢等を総合的に勘案して決定しております。

ウ 取締役の報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

当社は、基本報酬と非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の支給割合について、職責に応じたインセンティブとしての機能が適切に発揮されるよう、株主総会において決議された各報酬枠の範囲内で、報酬委員会の答申結果を踏まえて決定しております。

エ 取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、毎月一定の時期に支給しております。譲渡制限付株式については、報酬委員会の答申結果に基づき、取締役会において付与の時期及び条件を決定しており、原則として、定時株主総会後に開催される取締役会の決議により付与しております。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の基本報酬の額は、取締役会の決議により代表取締役に決定を委任しており、その内容は後記⑥のとおりであります。非金銭報酬等については、取締役会において決定しております。

カ 監査役の報酬等の決定に関する方針

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、各監査役の業務分担や職務内容等を考慮し、監査役間の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別報酬等については、役員報酬規程に基づき、株主総会で承認された総額の範囲内で、報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会から委任を受けた代表取締役が役位や職務内容、会社業績等を考慮して決定しており、その決定方法及び決定内容が決定方針と整合していることを確認しております。取締役会は、当該決定が上記の決定方針に定める手続に従って行われていること及びその内容が決定方針と整合していることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			支給人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	59,214 (5,850)	58,350 (5,850)	—	864 (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,960 (12,960)	12,960 (12,960)	—	—	3 (3)

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。

2. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額及び監査役の報酬等の額は、それぞれ株主総会決議により、その総額の上限を定めております。

2025年9月26日開催の第16期定時株主総会において、取締役5名の報酬額は60,600千円以内（うち社外取締役2名の報酬額は6,600千円以内）と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

また、上記の報酬枠とは別枠として、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額1,000千円以内、かつ、発行又は処分をする当社普通株式の総数を年4,000株以内とすることをご決議いただいております。当該決議に係る対象となる取締役の員数は3名であります。

上記とは別に、2025年9月26日開催の第16期定時株主総会において、監査役3名の報酬額は13,200千円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は3名であります。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は2025年9月26日開催の取締役会の決議により、当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬の額の決定を代表取締役委任しております。その内容は以下のとおりであります。

ア 委任を受けた者の氏名並びに当社における地位及び担当

代表取締役CEO 中山田 明（担当：経営全般）

イ 委任された権限の内容

株主総会において決議された報酬枠の範囲内における、取締役の個人別の基本報酬の額の決定

ウ 当該権限を委任した理由

当社全体の業績及び各取締役の職務執行の状況を最も適切に把握し得る立場にあり、各取締役の職責及び貢献度を踏まえた適切な配分が可能であると判断したためであります。

エ 当該権限が適切に行使されるようにするための措置

当該権限の行使に当たっては、あらかじめ報酬委員会において審議のうえ答申を行うこととし、委任を受けた代表取締役は、当該答申結果を踏まえて決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
記載すべき資本関係や取引関係はございません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	伊藤 雅仁	金融領域において豊富な知見を有しており、客観的に当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を期待して選任しております。この点、当事業年度開催の取締役会には、19回中19回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	柴田 暁	グローバル市場における豊富な事業開発経験及び人工知能領域における深い知見を有しており、客観的に当社取締役会及び経営会議等にて、当社の事業戦略、特にAI技術の活用に関する助言・提言等を期待して選任しております。この点、就任後開催の取締役会には、14回中13回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	高橋 敏哉	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	穴田 卓司	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	寺田 達史	当事業年度開催の取締役会には、19回中18回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、16回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ③ 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ④ 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「会議体規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ② 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ③ 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
- ④ 当社は、「個人情報保護マニュアル」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③ 当社は、経営会議を原則月1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ② 当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ③ 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- ④ 当社の監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

(6) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営上の重要事項について当社の管理部との事前協議又は当社取締役会の承認を要するものとともに、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項が定期的に当社取締役会に報告される体制を確保する。
- ② 当社は、子会社のリスクについて、当社のリスク・コンプライアンス委員会において横断的に把握・管理するとともに、子会社に対しリスク管理に関する必要な規程の整備及び運用について指導及び支援を行い、子会社における損失の危険の管理に関する体制を整備する。
- ③ 当社は、子会社に対し当社の「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に準じた社内規程の整備を求めるとともに、子会社の取締役会を定期的に開催させることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ④ 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を子会社の役員及び従業員にも適用するとともに、「内部通報規程」に基づき設置する通報窓口を子会社の役員及び従業員も利用できるものとし、かつ、当社の内部監査部門が「内部監査規程」に準じて子会社の内部監査を実施することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人（以下「補助使用人」という。）に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人の登用を求めた場合、当社の使用人から補助使用人を任命することができる。
- ② 補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 補助使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ④ 補助使用人は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

(8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役から報告を求められたとき、又は当社若しくは当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他の重要な事実を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。

③ 当社の法務担当者は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報マニュアル」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査役に報告しなければならない。

④ 当社は、前三項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

② 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

③ 当社の監査役は、内部監査担当者、外部監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

① 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

② 当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払、償還又は債務の処理を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

① 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。

② 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を相互に監督しました。当事業年度において、取締役から取締役会に報告を要する重大な法令違反又はコンプライアンス違反の事実はありませんでした。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会による定例会議を4回開催しました。主な議題は稟議状況を含む内部統制の整備・運用状況の報告です。
 - ・「リスク・コンプライアンス規程」を全ての役員及び従業員に周知するとともに、当社子会社の役員及び従業員にも適用しました。
 - ・「内部通報規程」に基づき社内及び社外に設置した通報窓口を運用しました。当事業年度における通報受付の実績はありませんでした。
 - ・内部監査担当により実施した子会社の内部監査結果を代表取締役CEOに報告しました。また、当社の内部監査を実施しました。
 - ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、暴力追放運動推進センターに参加しております。また当社の管理部長は不当要求防止責任者として届け出ております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク・コンプライアンス委員会において、当社及び当社子会社のリスクを横断的に把握し、管理しました。
 - ・経営会議において業務執行状況の報告を受け、リスクの状況を適時に把握しました。
 - ・内部監査部門が、リスク管理の状況について内部監査を実施しました。
 - ・「個人情報保護マニュアル」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行いました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を19回開催し、取締役の職務執行の状況について報告・協議しました。
 - ・取締役会から業務執行の委任を受けた経営会議による定例会議を12回開催しました。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営上の重要事項について、管理部との事前協議又は当社取締役会の承認を経る運用を行いました。
 - ・当社の取締役及び監査役が当社子会社の取締役及び監査役を兼務しており、当社子会社の業務執行状況は、管掌役員から当社取締役会に報告されました。
 - ・子会社取締役会による定例会議を12回開催し、業務報告を行いました。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会において、当社子会社に係るリスクについても併せて審議しました。
 - ・内部監査担当により実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役社長に報告しました。
 - ・「内部通報規程」に基づき当社が設置する通報窓口を当社子会社の役員及び従業員も利用できるものとし、その旨を周知しました。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当事業年度において、監査役から補助使用人の設置を求められた事実はありません。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・全ての取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び子会社取締役会による協議に監査役が出席し、職務の遂行状況を確認しました。
 - ・当社の常勤監査役が当社子会社の常勤監査役を兼務しており、当社子会社の業務執行状況を直接把握しております。
 - ・当事業年度において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人から当社の監査役に対して報告を要する事実は発生しておりません。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する体制
- ・監査役は会計監査人と定期的な会合を4回開催し情報交換しました。
 - ・監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行いました。
 - ・監査役は内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、連携を図りました。
 - ・監査費用のための予算を確保するとともに、監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

なお、当社は、2026年8月18日開催の取締役会において、上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の一部を改定しております。上記（1）から（11）までは改定後の内容であり、（12）は当事業年度における運用状況を記載しております。

(13) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の可否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら当社は、今後の事業発展及び経営基盤の強化に向けた内部留保の充実を図るため、設立以来配当を行っておらず、事業拡大に注力するため、誠に恐縮ではありますが、当面の間、無配とさせていただく予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用するものとし、今後の利益還元につきましては、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、適宜検討してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。将来において剰余金の配当を行う場合には、期末配当として年1回行うことを基本とし、各事業年度の業績、財政状態及び今後の事業展開に必要な資金需要等を総合的に勘案のうえ、取締役会において決定いたします。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,548,172	流 動 負 債	959,796
現 金 及 び 預 金	1,905,292	短 期 借 入 金	600,000
売 掛 金	162,832	1年内返済予定の長期借入金	107,160
販 売 用 不 動 産	1,328,953	未 払 金	75,945
前 払 費 用	40,305	未 払 費 用	80,863
そ の 他	112,588	未 払 法 人 税 等	18,529
貸 倒 引 当 金	△1,800	未 払 消 費 税 等	31,033
固 定 資 産	454,264	契 約 負 債	23,338
有 形 固 定 資 産	11,730	預 り 金	22,927
建 物	1,131	固 定 負 債	203,540
建物減価償却累計額	△713	長 期 借 入 金	203,540
工具、器具及び備品	33,678		
工具、器具及び備品減価償却累計額	△22,366	負 債 合 計	1,163,336
無 形 固 定 資 産	48,304	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ エ ア	48,304	株 主 資 本	2,829,015
投資その他の資産	394,229	資 本 金	63,542
投 資 有 価 証 券	99,920	資 本 剰 余 金	3,764,736
役員に対する長期貸付金	120,000	利 益 剰 余 金	△999,262
長 期 貸 付 金	20,000	その他の包括利益累計額	△58
繰 延 税 金 資 産	129,387	その他有価証券評価差額金	△58
敷 金 及 び 保 証 金	24,921	新 株 予 約 権	16,175
繰 延 資 産	6,031		
株 式 交 付 費	6,031	純 資 産 合 計	2,845,133
資 産 合 計	4,008,469	負債及び純資産合計	4,008,469

連結損益計算書

(自 2025年 7 月 1 日)
(至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,317,996
売 上 原 価		6,405,983
売 上 総 利 益		1,912,013
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,689,605
営 業 利 益		222,408
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,702	
ポ イ ン ト 収 入	242	
受 取 賃 貸 料	2,314	
雑 収 入	3,120	11,380
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,430	
株 式 交 付 費 償 却	3,164	
支 払 手 数 料	3,935	
雑 損 失	753	18,284
経 常 利 益		215,503
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		215,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,580	
法 人 税 等 調 整 額	△95,887	△93,307
当 期 純 利 益		308,811
親会社株主に帰属する当期純利益		308,811

貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,814,205	流 動 負 債	481,627
現 金 及 び 預 金	1,260,925	短 期 借 入 金	200,000
売 掛 金	233,843	1年内返済予定の長期借入金	107,160
前 払 費 用	34,042	未 払 金	67,267
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,250,000	未 払 費 用	48,227
未 収 入 金	4,761	未 払 法 人 税 等	18,239
そ の 他	32,689	未 払 消 費 税 等	31,033
貸 倒 引 当 金	△2,057	契 約 負 債	341
固 定 資 産	1,192,011	預 り 金	9,358
有 形 固 定 資 産	7,486	固 定 負 債	212,840
建 物	1,131	長 期 借 入 金	203,540
建 物 減 価 償 却 累 計 額	△713	長 期 預 り 金	9,300
工 具、器 具 及 び 備 品	25,121	負 債 合 計	694,467
工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	△18,053	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	48,304	株 主 資 本	3,301,664
ソ フ ト ウ エ ア	48,304	資 本 金	63,542
投 資 そ の 他 の 資 産	1,136,220	資 本 剰 余 金	3,764,736
投 資 有 価 証 券	99,920	資 本 準 備 金	13,542
関 係 会 社 株 式	799,999	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,751,194
役 員 対 する 長 期 貸 付 金	120,000	利 益 剰 余 金	△526,614
長 期 貸 付 金	20,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	△526,614
繰 延 税 金 資 産	72,489	繰 越 利 益 剰 余 金	△526,614
敷 金 及 び 保 証 金	23,811	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△58
繰 延 資 産	6,031	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△58
株 式 交 付 費	6,031	新 株 予 約 権	16,175
		純 資 産 合 計	3,317,781
資 産 合 計	4,012,248	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,012,248

損益計算書

(自 2025年 7 月 1 日)
(至 2026年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,983,659
売上原価		362,459
売上総利益		1,621,200
販売費及び一般管理費		1,215,799
営業利益		405,400
営業外収益		
受取利息	19,034	
有価証券利息	699	
ポイント収入	242	
経営指導料	9,650	
雑収入	4,805	34,431
営業外費用		
支払利息	7,517	
株式交付費償却	3,164	
支払手数料	647	
雑損失	553	11,882
経常利益		427,949
税引前当期純利益		427,949
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	△61,802	△59,512
当期純利益		487,462

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社MF S
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 正邦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒山 智章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MF Sの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MF S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月26日

株式会社MF S
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 正邦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒山 智章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MF Sの2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査規程の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月26日

株式会社M F S 監査役会

常勤社外監査役 高橋 敏哉 印

社外監査役 穴田 卓司 印

社外監査役 寺田 達史 印

以 上

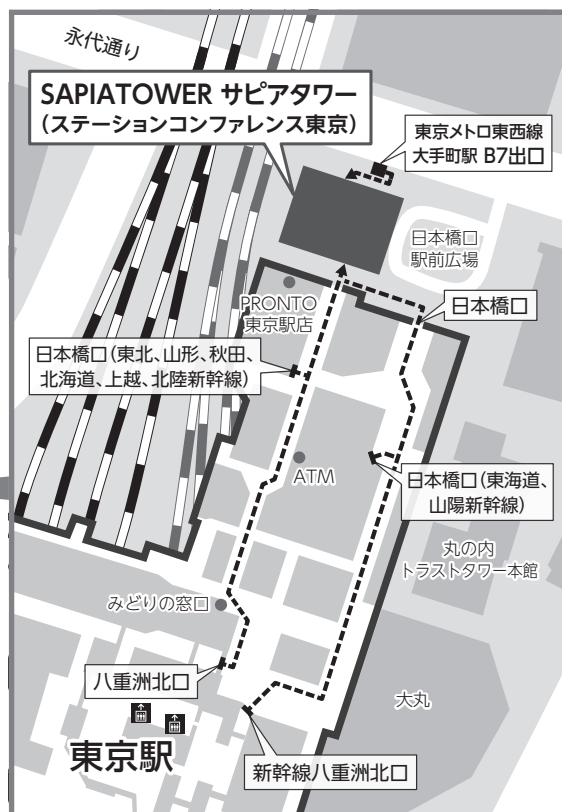
株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー6階「ステーションコンファレンス東京」 602C・D

電話 03-6888-8080



交通

- JR東京駅新幹線専用改札口(日本橋口) 徒歩1分
- JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
- 東京メトロ東西線大手町駅 徒歩1分